

国家緊急権 学習会

～本当に必要？

「緊急事態条項」～

憲法を改正して緊急事態条項を創設すると言われていますが、災害時に対応する法律は既に相当整備されています。それらの法律の整備だけでは足りないのでしょうか？改憲までして、国民の権利を制約しようとすることに、問題はないのでしょうか？
国家緊急権に詳しい伊藤真さんを講師にお招きして、一緒に考えたいと思います。



2016年5月26日(木)

午後6時30分 開演

開場 午後6時

神奈川県弁護士会館 5階

(定員100名)

横浜市中区日本大通9番地

みなとみらい線日本大通り駅 1番出口より徒歩約1分

横浜市営地下鉄関内駅 1番出口より徒歩約10分

JR関内駅 南口より徒歩約10分

ご講演 伊藤 真 さん

1958年生まれ。伊藤塾塾長。

日弁連憲法問題対策本部副本部長。安保法制違憲訴訟の会・共同代表。

日本国憲法の理念を伝える伝道師として講演活動に精力的に取り組み、

「一人一票実現国民会議」の発起人として選挙権の平等をめざす。

著書に、『伊藤真が問う日本国憲法の真意』

『10代の憲法な毎日』(岩波ジュニア新書)など多数。

予約不要
参加無料

主催 神奈川県弁護士会 お問い合わせ 業務課 045-211-7705
(平日 9:00-17:00)

